

日本外交文書

昭和期II第一部第三卷  
(昭和九年对中国關係)

日付索引

昭和期II第一部第三卷  
(昭和九年对中国關係) 日付索引

# 昭和期II第一部第三卷 (昭和九年対中國關係)

日付索引

番事項

番文書

目  
付

電書番號

発  
・  
受  
信  
者

件

名

頁

二

6

四三

廣田外務大臣死(電報)

福建新政府双友

5

3

在青島反恨怨頑事より

青島在留邦人中に山

1

六

582

昭和9年1月8日

一  
在中國有吉公使宛

岸本休暇明け後の実現につきメーブ絵

793

頁

目次索引



日付索引



## 日付索引

二	二	二	五	四	五	五	四	四	五	二	一	四	二	二	二	二	
115	39	38	553	286	552	551	550	399	398	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月20日	549	37	5	397
昭和9年2月23日	昭和9年2月23日	昭和9年2月23日	昭和9年2月22日	昭和9年2月22日	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月21日	昭和9年2月20日	昭和9年2月20日	昭和9年2月19日	昭和9年2月19日	昭和9年2月19日	昭和9年2月19日	昭和9年2月19日	
一一六	一一七	一一八	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一二〇							
広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より	広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	在南京須磨總領事より	
考慮を払うとの汪兆銘言明について対し充分	汪兆銘により行政院会議の決議に基づき日中間無線連絡交渉を開始した旨提議について	汪兆銘により行政院会議の決議に基づき日中間無線連絡交渉を開始した旨提議について	義和團事変賠償金を担保とする伊国借款の使途に關し唐有壬内話について	義和團事変賠償金を担保とする伊国借款の使途に關し唐有壬内話について	ハイエの満州國派遣事情およびその代表資格などについて	ハイエの満州國派遣事情などをついて	飛行機製造工場設立および飛行場建設問題などについて	飛行機製造工場設立および飛行場建設問題などについて	飛行機製造工場設立および飛行場建設問題などについて	ハイエの満州國大使より広田外務大臣宛第二四〇号							
162	69	68	745	745	745	745	744	743	743	742	742	741	741	741	741	741	



日付索引



二	四	二	五	二	四	四	四	四	二	四	一		五	三	四	二	二	四	三	三	二
89	409	147	483	174	333	332	331	146	330	12	昭和9年3月30日	562	194	373	145	88	289	264	232	144	昭和9年3月23日
昭和9年4月5日	昭和9年4月4日	昭和9年4月4日	昭和9年4月2日	昭和9年4月2日	昭和9年4月1日	昭和9年4月1日	昭和9年4月1日	昭和9年3月31日	昭和9年3月30日	昭和9年3月29日	昭和9年3月29日	二二九	昭和9年3月29日	昭和9年3月28日	昭和9年3月28日	昭和9年3月25日	昭和9年3月24日	昭和9年3月23日	二五五	一八八	
九一	機密二三八	四八六	一一〇	一二四	二一二	二一一	二八九	一七六	二七六	二八〇	広在南京須磨總領事より	別電一	三月二十九日発 廣田外務大臣宛(電報)	一〇〇	在米國斎藤大使より	二六九	在南京須磨總領事より	二五六	一八二	一八八	
在中國外務大臣より	在南京須磨總領事より	広在外務大臣宛(電報)	在奉天蜂谷總領事より	広在外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より	広在外務大臣宛(電報)	広在南京須磨總領事より	広在外務大臣宛(電報)	広在外務大臣宛(電報)	広在外務大臣宛(電報)	広在滿州國菱刈大使より	二二三	三月二十九日発 柴山公使館付武政權 同右「北支政權」	一九四	在南京須磨總領事より	二六六	在南京須磨總領事より	二五五	一八二	一八八	

原産国標記条例実施は事前の周知が必要の旨 彭学沛行政院政務秘長に申入れについて	374	288	194
通車問題に関する天津方面での日本軍の強硬態度 度緩和方唐有王希望について	340		
開港炭鉱持株譲渡問題における英國側との関係などベルギー側譲渡提議者より回答について			
各国個別の对中国支援および経済活動に関する 在中国獨中国公使との意見交換について			
上海商工会日貨取扱い商に対する制裁措置 を指示との情報について	195		
中国交通部より中日実業および東亜興業関係 債務の整理交渉開始方提議について			
棉麦借款減額後の対応に関するRFC總裁発表について	128		
黄郛南下に際し同人に華北諸懸案解決への中國側の迅速対処方を要望について	475		
賠償一等書記官より広田外務大臣宛第一三〇号 説本部に報告の「北支那状勢判斷」	475		
賠一等書記官より広田外務大臣宛第一三一号 ……	248		
ハイ工覚書に対する滿州國側回答文手交について	250		

満州問題を棚上げにしての日中関係改善は困難 との頗る慶見解について	18
中國側一部にあるライヒマン、モネなどへの 批判的評価について	422
上海市商会の排日指令に関する我が方抗議に 対し排日貨運動停止方手配する旨同市長回答に について	196
国際協力の具体案に関するモネ構想に対し強 く反駁について	423
モネへの我が方対応を歪曲報道し我が方を非 難するタス通信報道振りについて	426
モネへの我が方対応に関するタス通信報道は 事実無根との打消し措置実施について	426
中国側よりの日中航空連絡用飛行場用地とし て日本側よりの日本側所有地提供要請の背景とこれに對する 我が方対処策について	225
付属地行政権問題に関する外務省の方針発表 の必要につき意見具申	196
塘沽停戦協定区域内遵化県での排日展示会に ついて	636
対英義和團事変賠償金を担保とする粵漢鉄道 建設公債發行に關し在中国英國公使内話につ いて	514
交通部関係債権整理に關じ特定債権の個別的 整理にもう条件により應じる方針で対処方針別令 ……	129



日付索引

四	四	四	四	三	二	二	四	三	四	三	四	三	二	四	三	二	四	三	三	四	
341	292	413	197	149	43	375	235	340	昭和9年4月15日	三五一	234	412	233	339	265	148	338	196	411		
昭和9年4月18日	昭和9年4月18日	昭和9年4月17日	昭和9年4月17日	機密三五二	二八六	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	二八九	昭和9年4月17日	一六二	昭和9年4月16日	二七六	昭和9年4月14日	昭和9年4月13日	昭和9年4月12日	昭和9年4月11日	昭和9年4月12日	昭和9年4月11日			
二九四	付記	合四一六	付記	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在英外務大臣より 在米國松平大使(電報)	付記	四月十八日付、守島田細田局第一課長作成 於テ九國條約再確認スルコトノ不可ナル理由	海軍縮会議など、國際會議において東亜問題を協議することは容認できないとの我が方立場を関係方面に徹底方訓令	英國に対し満州事変後の東亜における日本地に意見交換程度で対応方訓令	海軍縮会議など、國際會議において東亜問題を協議することは容認できないとの我が方立場を関係方面に徹底方訓令	英國に対し満州事変後の東亜における日本地に意見交換程度で対応方訓令	満州國帝制実施後に台頭した日本軍華北方面侵略説について	モネの会社設立計画に関連して中国に対する國際協力問題への我が方立場を在中国ベルギー公使に説明について	モネへの対応指針として中国に対する國際協力問題への我が方対処方針通達について							
438	378	377	518	252	198	73	481	437	291	437	436	289	435	435	342	434	433	516			





日付索引



日付索引

四	四	三	三	五	四	四	四	四	四	四	二	三	四	四	二	四	二	四	四	四	四	
351	299	236	200	490	350	349	348	347	298		118	267	463	346	408	97	462	47	345	344	297	
昭和9年5月14日	昭和9年5月14日	昭和9年5月14日	昭和9年5月13日	昭和9年5月13日	昭和9年5月12日	昭和9年5月12日	昭和9年5月12日	昭和9年5月12日	昭和9年5月12日		昭和9年5月10日	昭和9年5月10日	昭和9年5月9日	昭和9年5月9日	昭和9年5月8日	昭和9年5月7日	昭和9年5月7日	昭和9年5月7日	昭和9年5月7日	昭和9年5月(7)日	二〇五	
四八三	四八〇	二一五	二一〇	六六五	四七六	六八	六九	六六	九九		三九九	一三八	三九三	四六六	一三六	四六一	四五八	四四一	合五二二	二〇五	二〇五	
在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國若杉公使館一等書記官より 広田外務大臣宛(電報)	在中國若杉公使館一等書記官より 広田外務大臣宛(電報)	在滿州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在芝罘山嶠領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在獨國永井大使より 広田外務大臣宛(電報)	別電 右情報	在天津栗原總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在天津栗原總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國福州市佐美總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國福州市佐美總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國福州市佐美總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國福州市佐美總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在英國松平大使より 広田外務大臣宛(電報)	在英國松平大使より 広田外務大臣宛(電報)	在英國松平大使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國若杉公使館一等書記官より 広田外務大臣宛(電報)

二	二	二	四	五	三	一	四	一	六	四	三	二	四	四	三	五	四	三	三
176	49	48	466	567	202	18	465	17	昭和9年5月18日	昭和9年5月17日	119	464	414	237	491	352	201	昭和9年5月15日	二 在芝罘山崎領事より 広田外務大臣宛(電報)
昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	昭和9年5月20日	昭和9年5月19日	昭和9年5月19日	昭和9年5月18日	昭和9年5月17日	昭和9年5月16日	昭和9年5月16日	昭和9年5月16日	昭和9年5月16日	昭和9年5月16日	昭和9年5月16日	昭和9年5月15日	昭和9年5月15日	合五五四 在英国外務大臣より 在英國松平大使、在米國齋藤大使、在中國內臨時代理公使他宛(電報)	在滿州國菱刈大使より 在滿州國菱刈大使(電報)	在芝罘山崎領事より 広田外務大臣宛(電報)	
五二八	五三一	五三二	五三三	五三一	五二九	五二八	五二七	五二六	五二五	五二四	五二三	五二二	五二一	五二〇	五一九	五一八	五一七	五一六	五一五
在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 右第表案	別電 五月二十二日発在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 五月二十二日発在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 五月二十二日発在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)													
水先章程改訂問題への我が方抗議に対し中国側より妥協案提示について 日本航空連絡問題は技術的問題として取扱うべきとの朱家驥意向について 227	79	79	78	608	776	260	605	605	30	29	29	165	603	520	650	454	259	34	

## 日付索引

五	二	二	三	四	三	四		三	二	五			五	三	二	二	二	五	五	四	四	
570	122	177	269	302	204	301		239	121	569			493	268	203	154	120	50	568	492	467	300
昭和9年5月29日	普通五〇五	昭和9年5月29日	昭和9年5月28日	昭和9年5月27日	昭和9年5月26日	昭和9年5月25日		昭和9年5月25日	昭和9年5月24日	昭和9年5月24日			昭和9年5月24日	昭和9年5月24日	昭和9年5月24日	昭和9年5月23日	昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	昭和9年5月22日	
在奉天蜂谷總領事より 広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣臨時代理公使より 在中國堀内臨時代理公使より	在中国外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)		付記「六月二十七日付、國際連盟事務局支那事務局東京支局作成 一八滿洲國ノ郵便物ニ關スル聯盟日支紛爭諮詢委員會ノ決定」(「コンミニケ第 四四一」)														
モパン社の対満事業には好意的考慮を払うべきに <sup>1</sup> 特定事業の同社請負に <sup>2</sup> 関する満鉄側の意見 <sup>3</sup> 確認方訓令 <sup>4</sup> を <sup>5</sup> 意向 <sup>6</sup> 確認方訓令 <sup>7</sup> として <sup>8</sup> 提出 <sup>9</sup> した。これは <sup>10</sup> 日英共同で <sup>11</sup> 下げ要求方 <sup>12</sup> 在中國英 <sup>13</sup> に <sup>14</sup> 提議 <sup>15</sup> して <sup>16</sup> いた。中國 <sup>17</sup> 商務 <sup>18</sup> 參事官 <sup>19</sup> 提議 <sup>20</sup> にて <sup>21</sup> 了 <sup>22</sup> した。この <sup>23</sup> 通 <sup>24</sup> 郵 <sup>25</sup> 問題 <sup>26</sup> 具 <sup>27</sup> 體 <sup>28</sup> 案 <sup>29</sup> 作 <sup>30</sup> 成 <sup>31</sup> 方 <sup>32</sup> 針 <sup>33</sup> など <sup>34</sup> 唐有壬 <sup>35</sup> 内 <sup>36</sup> 話 <sup>37</sup> に <sup>38</sup> 見極め <sup>39</sup> た上 <sup>40</sup> で <sup>41</sup> 日 <sup>42</sup> 滿 <sup>43</sup> 開 <sup>44</sup> 稅 <sup>45</sup> 協 <sup>46</sup> 定 <sup>47</sup> 方 <sup>48</sup> 令 <sup>49</sup> を <sup>50</sup> 済 <sup>51</sup> 石 <sup>52</sup> 鐵 <sup>53</sup> 道 <sup>54</sup> に <sup>55</sup> 關 <sup>56</sup> 東 <sup>57</sup> 軍 <sup>58</sup> 特 <sup>59</sup> 務 <sup>60</sup> 部 <sup>61</sup> より <sup>62</sup> 同 <sup>63</sup> 部 <sup>64</sup> 起 <sup>65</sup> 案 <sup>66</sup> の <sup>67</sup> 日 <sup>68</sup> 滿 <sup>69</sup> 開 <sup>70</sup> 稅 <sup>71</sup> 協 <sup>72</sup> 定 <sup>73</sup> 方 <sup>74</sup> 令 <sup>75</sup> を <sup>76</sup> 明 <sup>77</sup> に <sup>78</sup> つ <sup>79</sup> き <sup>80</sup> 説 <sup>81</sup> 明 <sup>82</sup> に <sup>83</sup> つ <sup>84</sup> き <sup>85</sup> 説 <sup>86</sup> 明 <sup>87</sup> に <sup>88</sup> つ <sup>89</sup> き <sup>90</sup> 説 <sup>91</sup> 明 <sup>92</sup> に <sup>93</sup> つ <sup>94</sup> き <sup>95</sup> 説 <sup>96</sup> 明 <sup>97</sup> に <sup>98</sup> つ <sup>99</sup> き <sup>100</sup> 説 <sup>101</sup> 明 <sup>102</sup> に <sup>103</sup> つ <sup>104</sup> き <sup>105</sup> 説 <sup>106</sup> 明 <sup>107</sup> に <sup>108</sup> つ <sup>109</sup> き <sup>110</sup> 説 <sup>111</sup> 明 <sup>112</sup> に <sup>113</sup> つ <sup>114</sup> き <sup>115</sup> 説 <sup>116</sup> 明 <sup>117</sup> に <sup>118</sup> つ <sup>119</sup> き <sup>120</sup> 説 <sup>121</sup> 明 <sup>122</sup> に <sup>123</sup> つ <sup>124</sup> き <sup>125</sup> 説 <sup>126</sup> 明 <sup>127</sup> に <sup>128</sup> つ <sup>129</sup> き <sup>130</sup> 説 <sup>131</sup> 明 <sup>132</sup> に <sup>133</sup> つ <sup>134</sup> き <sup>135</sup> 説 <sup>136</sup> 明 <sup>137</sup> に <sup>138</sup> つ <sup>139</sup> き <sup>140</sup> 説 <sup>141</sup> 明 <sup>142</sup> に <sup>143</sup> つ <sup>144</sup> き <sup>145</sup> 説 <sup>146</sup> 明 <sup>147</sup> に <sup>148</sup> つ <sup>149</sup> き <sup>150</sup> 説 <sup>151</sup> 明 <sup>152</sup> に <sup>153</sup> つ <sup>154</sup> き <sup>155</sup> 説 <sup>156</sup> 明 <sup>157</sup> に <sup>158</sup> つ <sup>159</sup> き <sup>160</sup> 説 <sup>161</sup> 明 <sup>162</sup> に <sup>163</sup> つ <sup>164</sup> き <sup>165</sup> 説 <sup>166</sup> 明 <sup>167</sup> に <sup>168</sup> つ <sup>169</sup> き <sup>170</sup> 説 <sup>171</sup> 明 <sup>172</sup> に <sup>173</sup> つ <sup>174</sup> き <sup>175</sup> 説 <sup>176</sup> 明 <sup>177</sup> に <sup>178</sup> つ <sup>179</sup> き <sup>180</sup> 説 <sup>181</sup> 明 <sup>182</sup> に <sup>183</sup> つ <sup>184</sup> き <sup>185</sup> 説 <sup>186</sup> 明 <sup>187</sup> に <sup>188</sup> つ <sup>189</sup> き <sup>190</sup> 説 <sup>191</sup> 明 <sup>192</sup> に <sup>193</sup> つ <sup>194</sup> き <sup>195</sup> 説 <sup>196</sup> 明 <sup>197</sup> に <sup>198</sup> つ <sup>199</sup> き <sup>200</sup> 説 <sup>201</sup> 明 <sup>202</sup> に <sup>203</sup> つ <sup>204</sup> き <sup>205</sup> 説 <sup>206</sup> 明 <sup>207</sup> に <sup>208</sup> つ <sup>209</sup> き <sup>210</sup> 説 <sup>211</sup> 明 <sup>212</sup> に <sup>213</sup> つ <sup>214</sup> き <sup>215</sup> 説 <sup>216</sup> 明 <sup>217</sup> に <sup>218</sup> つ <sup>219</sup> き <sup>220</sup> 説 <sup>221</sup> 明 <sup>222</sup> に <sup>223</sup> つ <sup>224</sup> き <sup>225</sup> 説 <sup>226</sup> 明 <sup>227</sup> に <sup>228</sup> つ <sup>229</sup> き <sup>230</sup> 説 <sup>231</sup> 明 <sup>232</sup> に <sup>233</sup> つ <sup>234</sup> き <sup>235</sup> 説 <sup>236</sup> 明 <sup>237</sup> に <sup>238</sup> つ <sup>239</sup> き <sup>240</sup> 説 <sup>241</sup> 明 <sup>242</sup> に <sup>243</sup> つ <sup>244</sup> き <sup>245</sup> 説 <sup>246</sup> 明 <sup>247</sup> に <sup>248</sup> つ <sup>249</sup> き <sup>250</sup> 説 <sup>251</sup> 明 <sup>252</sup> に <sup>253</sup> つ <sup>254</sup> き <sup>255</sup> 説 <sup>256</sup> 明 <sup>257</sup> に <sup>258</sup> つ <sup>259</sup> き <sup>260</sup> 説 <sup>261</sup> 明 <sup>262</sup> に <sup>263</sup> つ <sup>264</sup> き <sup>265</sup> 説 <sup>266</sup> 明 <sup>267</sup> に <sup>268</sup> つ <sup>269</sup> き <sup>270</sup> 説 <sup>271</sup> 明 <sup>272</sup> に <sup>273</sup> つ <sup>274</sup> き <sup>275</sup> 説 <sup>276</sup> 明 <sup>277</sup> に <sup>278</sup> つ <sup>279</sup> き <sup>280</sup> 説 <sup>281</sup> 明 <sup>282</sup> に <sup>283</sup> つ <sup>284</sup> き <sup>285</sup> 説 <sup>286</sup> 明 <sup>287</sup> に <sup>288</sup> つ <sup>289</sup> き <sup>290</sup> 説 <sup>291</sup> 明 <sup>292</sup> に <sup>293</sup> つ <sup>294</sup> き <sup>295</sup> 説 <sup>296</sup> 明 <sup>297</sup> に <sup>298</sup> つ <sup>299</sup> き <sup>300</sup> 説 <sup>301</sup> 明 <sup>302</sup> に <sup>303</sup> つ <sup>304</sup> き <sup>305</sup> 説 <sup>306</sup> 明 <sup>307</sup> に <sup>308</sup> つ <sup>309</sup> き <sup>310</sup> 説 <sup>311</sup> 明 <sup>312</sup> に <sup>313</sup> つ <sup>314</sup> き <sup>315</sup> 説 <sup>316</sup> 明 <sup>317</sup> に <sup>318</sup> つ <sup>319</sup> き <sup>320</sup> 説 <sup>321</sup> 明 <sup>322</sup> に <sup>323</sup> つ <sup>324</sup> き <sup>325</sup> 説 <sup>326</sup> 明 <sup>327</sup> に <sup>328</sup> つ <sup>329</sup> き <sup>330</sup> 説 <sup>331</sup> 明 <sup>332</sup> に <sup>333</sup> つ <sup>334</sup> き <sup>335</sup> 説 <sup>336</sup> 明 <sup>337</sup> に <sup>338</sup> つ <sup>339</sup> き <sup>340</sup> 説 <sup>341</sup> 明 <sup>342</sup> に <sup>343</sup> つ <sup>344</sup> き <sup>345</sup> 説 <sup>346</sup> 明 <sup>347</sup> に <sup>348</sup> つ <sup>349</sup> き <sup>350</sup> 説 <sup>351</sup> 明 <sup>352</sup> に <sup>353</sup> つ <sup>354</sup> き <sup>355</sup> 説 <sup>356</sup> 明 <sup>357</sup> に <sup>358</sup> つ <sup>359</sup> き <sup>360</sup> 説 <sup>361</sup> 明 <sup>362</sup> に <sup>363</sup> つ <sup>364</sup> き <sup>365</sup> 説 <sup>366</sup> 明 <sup>367</sup> に <sup>368</sup> つ <sup>369</sup> き <sup>370</sup> 説 <sup>371</sup> 明 <sup>372</sup> に <sup>373</sup> つ <sup>374</sup> き <sup>375</sup> 説 <sup>376</sup> 明 <sup>377</sup> に <sup>378</sup> つ <sup>379</sup> き <sup>380</sup> 説 <sup>381</sup> 明 <sup>382</sup> に <sup>383</sup> つ <sup>384</sup> き <sup>385</sup> 説 <sup>386</sup> 明 <sup>387</sup> に <sup>388</sup> つ <sup>389</sup> き <sup>390</sup> 説 <sup>391</sup> 明 <sup>392</sup> に <sup>393</sup> つ <sup>394</sup> き <sup>395</sup> 説 <sup>396</sup> 明 <sup>397</sup> に <sup>398</sup> つ <sup>399</sup> き <sup>400</sup> 説 <sup>401</sup> 明 <sup>402</sup> に <sup>403</sup> つ <sup>404</sup> き <sup>405</sup> 説 <sup>406</sup> 明 <sup>407</sup> に <sup>408</sup> つ <sup>409</sup> き <sup>410</sup> 説 <sup>411</sup> 明 <sup>412</sup> に <sup>413</sup> つ <sup>414</sup> き <sup>415</sup> 説 <sup>416</sup> 明 <sup>417</sup> に <sup>418</sup> つ <sup>419</sup> き <sup>420</sup> 説 <sup>421</sup> 明 <sup>422</sup> に <sup>423</sup> つ <sup>424</sup> き <sup>425</sup> 説 <sup>426</sup> 明 <sup>427</sup> に <sup>428</sup> つ <sup>429</sup> き <sup>430</sup> 説 <sup>431</sup> 明 <sup>432</sup> に <sup>433</sup> つ <sup>434</sup> き <sup>435</sup> 説 <sup>436</sup> 明 <sup>437</sup> に <sup>438</sup> つ <sup>439</sup> き <sup>440</sup> 説 <sup>441</sup> 明 <sup>442</sup> に <sup>443</sup> つ <sup>444</sup> き <sup>445</sup> 説 <sup>446</sup> 明 <sup>447</sup> に <sup>448</sup> つ <sup>449</sup> き <sup>450</sup> 説 <sup>451</sup> 明 <sup>452</sup> に <sup>453</sup> つ <sup>454</sup> き <sup>455</sup> 説 <sup>456</sup> 明 <sup>457</sup> に <sup>458</sup> つ <sup>459</sup> き <sup>460</sup> 説 <sup>461</sup> 明 <sup>462</sup> に <sup>463</sup> つ <sup>464</sup> き <sup>465</sup> 説 <sup>466</sup> 明 <sup>467</sup> に <sup>468</sup> つ <sup>469</sup> き <sup>470</sup> 説 <sup>471</sup> 明 <sup>472</sup> に <sup>473</sup> つ <sup>474</sup> き <sup>475</sup> 説 <sup>476</sup> 明 <sup>477</sup> に <sup>478</sup> つ <sup>479</sup> き <sup>480</sup> 説 <sup>481</sup> 明 <sup>482</sup> に <sup>483</sup> つ <sup>484</sup> き <sup>485</sup> 説 <sup>486</sup> 明 <sup>487</sup> に <sup>488</sup> つ <sup>489</sup> き <sup>490</sup> 説 <sup>491</sup> 明 <sup>492</sup> に <sup>493</sup> つ <sup>494</sup> き <sup>495</sup> 説 <sup>496</sup> 明 <sup>497</sup> に <sup>498</sup> つ <sup>499</sup> き <sup>500</sup> 説 <sup>501</sup> 明 <sup>502</sup> に <sup>503</sup> つ <sup>504</sup> き <sup>505</sup> 説 <sup>506</sup> 明 <sup>507</sup> に <sup>508</sup> つ <sup>509</sup> き <sup>510</sup> 説 <sup>511</sup> 明 <sup>512</sup> に <sup>513</sup> つ <sup>514</sup> き <sup>515</sup> 説 <sup>516</sup> 明 <sup>517</sup> に <sup>518</sup> つ <sup>519</sup> き <sup>520</sup> 説 <sup>521</sup> 明 <sup>522</sup> に <sup>523</sup> つ <sup>524</sup> き <sup>525</sup> 説 <sup>526</sup> 明 <sup>527</sup> に <sup>528</sup> つ <sup>529</sup> き <sup>530</sup> 説 <sup>531</sup> 明 <sup>532</sup> に <sup>533</sup> つ <sup>534</sup> き <sup>535</sup> 説 <sup>536</sup> 明 <sup>537</sup> に <sup>538</sup> つ <sup>539</sup> き <sup>540</sup> 説 <sup>541</sup> 明 <sup>542</sup> に <sup>543</sup> つ <sup>544</sup> き <sup>545</sup> 説 <sup>546</sup> 明 <sup>547</sup> に <sup>548</sup> つ <sup>549</sup> き <sup>550</sup> 説 <sup>551</sup> 明 <sup>552</sup> に <sup>553</sup> つ <sup>554</sup> き <sup>555</sup> 説 <sup>556</sup> 明 <sup>557</sup> に <sup>558</sup> つ <sup>559</sup> き <sup>560</sup> 説 <sup>561</sup> 明 <sup>562</sup> に <sup>563</sup> つ <sup>564</sup> き <sup>565</sup> 説 <sup>566</sup> 明 <sup>567</sup> に <sup>568</sup> つ <sup>569</sup> き <sup>570</sup> 説 <sup>571</sup> 明 <sup>572</sup> に <sup>573</sup> つ <sup>574</sup> き <sup>575</sup> 説 <sup>576</sup> 明 <sup>577</sup> に <sup>578</sup> つ <sup>579</sup> き <sup>580</sup> 説 <sup>581</sup> 明 <sup>582</sup> に <sup>583</sup> つ <sup>584</sup> き <sup>585</sup> 説 <sup>586</sup> 明 <sup>587</sup> に <sup>588</sup> つ <sup>589</sup> き <sup>590</sup> 説 <sup>591</sup> 明 <sup>592</sup> に <sup>593</sup> つ <sup>594</sup> き <sup>595</sup> 説 <sup>596</sup> 明 <sup>597</sup> に <sup>598</sup> つ <sup>599</sup> き <sup>600</sup> 説 <sup>601</sup> 明 <sup>602</sup> に <sup>603</sup> つ <sup>604</sup> き <sup>605</sup> 説 <sup>606</sup> 明 <sup>607</sup> に <sup>608</sup> つ <sup>609</sup> き <sup>610</sup> 説 <sup>611</sup> 明 <sup>612</sup> に <sup>613</sup> つ <sup>614</sup> き <sup>615</sup> 説 <sup>616</sup> 明 <sup>617</sup> に <sup>618</sup> つ <sup>619</sup> き <sup>620</sup> 説 <sup>621</sup> 明 <sup>622</sup> に <sup>623</sup> つ <sup>624</sup> き <sup>625</sup> 説 <sup>626</sup> 明 <sup>627</sup> に <sup>628</sup> つ <sup>629</sup> き <sup>630</sup> 説 <sup>631</sup> 明 <sup>632</sup> に <sup>633</sup> つ <sup>634</sup> き <sup>635</sup> 説 <sup>636</sup> 明 <sup>637</sup> に <sup>638</sup> つ <sup>639</sup> き <sup>640</sup> 説 <sup>641</sup> 明 <sup>642</sup> に <sup>643</sup> つ <sup>644</sup> き <sup>645</sup> 説 <sup>646</sup> 明 <sup>647</sup> に <sup>648</sup> つ <sup>649</sup> き <sup>650</sup> 説 <sup>651</sup> 明 <sup>652</sup> に <sup>653</sup> つ <sup>654</sup> き <sup>655</sup> 説 <sup>656</sup> 明 <sup>657</sup> に <sup>658</sup> つ <sup>659</sup> き <sup>660</sup> 説 <sup>661</sup> 明 <sup>662</sup> に <sup>663</sup> つ <sup>664</sup> き <sup>665</sup> 説 <sup>666</sup> 明 <sup>667</sup> に <sup>668</sup> つ <sup>669</sup> き <sup>670</sup> 説 <sup>671</sup> 明 <sup>672</sup> に <sup>673</sup> つ <sup>674</sup> き <sup>675</sup> 説 <sup>676</sup> 明 <sup>677</sup> に <sup>678</sup> つ <sup>679</sup> き <sup>680</sup> 説 <sup>681</sup> 明 <sup>682</sup> に <sup>683</sup> つ <sup>684</sup> き <sup>685</sup> 説 <sup>686</sup> 明 <sup>687</sup> に <sup>688</sup> つ <sup>689</sup> き <sup>690</sup> 説 <sup>691</sup> 明 <sup>692</sup> に <sup>693</sup> つ <sup>694</sup> き <sup>695</sup> 説 <sup>696</sup> 明 <sup>697</sup> に <sup>698</sup> つ <sup>699</sup> き <sup>700</sup> 説 <sup>701</sup> 明 <sup>702</sup> に <sup>703</sup> つ <sup>704</sup> き <sup>705</sup> 説 <sup>706</sup> 明 <sup>707</sup> に <sup>708</sup> つ <sup>709</sup> き <sup>710</sup> 説 <sup>711</sup> 明 <sup>712</sup> に <sup>713</sup> つ <sup>714</sup> き <sup>715</sup> 説 <sup>716</sup> 明 <sup>717</sup> に <sup>718</sup> つ <sup>719</sup> き <sup>720</sup> 説 <sup>721</sup> 明 <sup>722</sup> に <sup>723</sup> つ <sup>724</sup> き <sup>725</sup> 説 <sup>726</sup> 明 <sup>727</sup> に <sup>728</sup> つ <sup>729</sup> き <sup>730</sup> 説 <sup>731</sup> 明 <sup>732</sup> に <sup>733</sup> つ <sup>734</sup> き <sup>735</sup> 説 <sup>736</sup> 明 <sup>737</sup> に <sup>738</sup> つ <sup>739</sup> き <sup>740</sup> 説 <sup>741</sup> 明 <sup>742</sup> に <sup>743</sup> つ <sup>744</sup> き <sup>745</sup> 説 <sup>746</sup> 明 <sup>747</sup> に <sup>748</sup> つ <sup>749</sup> き <sup>750</sup> 説 <sup>751</sup> 明 <sup>752</sup> に <sup>753</sup> つ <sup>754</sup> き <sup>755</sup> 説 <sup>756</sup> 明 <sup>757</sup> に <sup>758</sup> つ <sup>759</sup> き <sup>760</sup> 説 <sup>761</sup> 明 <sup>762</sup> に <sup>763</sup> つ <sup>764</sup> き <sup>765</sup> 説 <sup>766</sup> 明 <sup>767</sup> に <sup>768</sup> つ <sup>769</sup> き <sup>770</sup> 説 <sup>771</sup> 明 <sup>772</sup> に <sup>773</sup> つ <sup>774</sup> き <sup>775</sup> 説 <sup>776</sup> 明 <sup>777</sup> に <sup>778</sup> つ <sup>779</sup> き <sup>780</sup> 説 <sup>781</sup> 明 <sup>782</sup> に <sup>783</sup> つ <sup>784</sup> き <sup>785</sup> 説 <sup>786</sup> 明 <sup>787</sup> に <sup>788</sup> つ <sup>789</sup> き <sup>790</sup> 説 <sup>791</sup> 明 <sup>792</sup> に <sup>793</sup> つ <sup>794</sup> き <sup>795</sup> 説 <sup>796</sup> 明 <sup>797</sup> に <sup>798</sup> つ <sup>799</sup> き <sup>800</sup> 説 <sup>801</sup> 明 <sup>802</sup> に <sup>803</sup> つ <sup>804</sup> き <sup>805</sup> 説 <sup>806</sup> 明 <sup>807</sup> に <sup>808</sup> つ <sup>809</sup> き <sup>810</sup> 説 <sup>811</sup> 明 <sup>812</sup> に <sup>813</sup> つ <sup>814</sup> き <sup>815</sup> 説 <sup>816</sup> 明 <sup>817</sup> に <sup>818</sup> つ <sup>819</sup> き <sup>820</sup> 説 <sup>821</sup> 明 <sup>822</sup> に <sup>823</sup> つ <sup>824</sup> き <sup>825</sup> 説 <sup>826</sup> 明 <sup>827</sup> に <sup>828</sup> つ <sup>829</sup> き <sup>830</sup> 説 <sup>831</sup> 明 <sup>832</sup> に <sup>833</sup> つ <sup>834</sup> き <sup>835</sup> 説 <sup>836</sup> 明 <sup>837</sup> に <sup>838</sup> つ <sup>839</sup> き <sup>840</sup> 説 <sup>841</sup> 明 <sup>842</sup> に <sup>843</sup> つ <sup>844</sup> き <sup>845</sup> 説 <sup>846</sup> 明 <sup>847</sup> に <sup>848</sup> つ <sup>849</sup> き <sup>850</sup> 説 <sup>851</sup> 明 <sup>852</sup> に <sup>853</sup> つ <sup>854</sup> き <sup>855</sup> 説 <sup>856</sup> 明 <sup>857</sup> に <sup>858</sup> つ <sup>859</sup> き <sup>860</sup> 説 <sup>861</sup> 明 <sup>862</sup> に <sup>863</sup> つ <sup>864</sup> き <sup>865</sup> 説 <sup>866</sup> 明 <sup>867</sup> に <sup>868</sup> つ <sup>869</sup> き <sup>870</sup> 説 <sup>871</sup> 明 <sup>872</sup> に <sup>873</sup> つ <sup>874</sup> き <sup>875</sup> 説 <sup>876</sup> 明 <sup>877</sup> に <sup>878</sup> つ <sup>879</sup> き <sup>880</sup> 説 <sup>881</sup> 明 <sup>882</sup> に <sup>883</sup> つ <sup>884</sup> き <sup>885</sup> 説 <sup>886</sup> 明 <sup>887</sup> に <sup>888</sup> つ <sup>889</sup> き <sup>890</sup> 説 <sup>891</sup> 明 <sup>892</sup> に <sup>893</sup> つ <sup>894</sup> き <sup>895</sup> 説 <sup>896</sup> 明 <sup>897</sup> に <sup>898</sup> つ <sup>899</sup> き <sup>900</sup> 説 <sup>801</sup> 明 <sup>802</sup> に <sup>803</sup> つ <sup>804</sup> き <sup>805</sup> 説 <sup>806</sup> 明 <sup>807</sup> に <sup>808</sup> つ <sup>809</sup> き <sup>810</sup> 説 <sup>811</sup> 明 <sup>812</sup> に <sup>813</sup> つ <sup>814</sup> き <sup>815</sup> 説 <sup>816</sup> 明 <sup>817</sup> に <sup>818</sup> つ <sup>819</sup> き <sup>820</sup> 説 <sup>821</sup> 明 <sup>822</sup> に <sup>823</sup> つ <sup>824</sup> き <sup>825</sup> 説 <sup>826</sup> 明 <sup>827</sup> に <sup>828</sup> つ <sup>829</sup> き <sup>830</sup> 説 <sup>831</sup> 明 <sup>832</sup> に <sup>833</sup> つ <sup>834</sup> き <sup>835</sup> 説 <sup>836</sup> 明 <sup>837</sup> に <sup>838</sup> つ <sup>839</sup> き <sup>840</sup> 説 <sup>841</sup> 明 <sup>842</sup> に <sup>843</sup> つ <sup>844</sup> き <sup>845</sup> 説 <sup>846</sup> 明 <sup>847</sup> に <sup>848</sup> つ <sup>849</sup> き <sup>850</sup> 説 <sup>851</sup> 明 <sup>852</sup> に <sup>853</sup> つ <sup>854</sup> き <sup>855</sup> 説 <sup>856</sup> 明 <sup>857</sup> に <sup>858</sup> つ <sup>859</sup> き <sup>860</sup> 説 <sup>861</sup> 明 <sup>862</sup> に <sup>863</sup> つ <sup>864</sup> き <sup>865</sup> 説 <sup>866</sup> 明 <sup>867</sup> に <sup>868</sup> つ <sup>869</sup> き <sup>870</sup> 説 <sup>871</sup> 明 <sup>872</sup> に <sup>873</sup> つ <sup>874</sup> き <sup>875</sup> 説 <sup>876</sup> 明 <sup>877&lt;/sup</sup>																						

二	四	二	二	一	五	六	三	六	五	六	六	三	四	二	二	五		
124	468	123	51	19	495	686	241		685	494	684	641	240	303	178	155	571	
昭和9年6月9日	昭和9年6月8日	昭和9年6月8日	昭和9年6月8日	昭和9年6月8日	昭和9年6月7日	昭和9年6月6日	昭和9年6月6日		昭和9年6月4日	昭和9年6月2日	昭和9年6月2日	昭和9年5月31日	昭和9年5月30日	昭和9年5月30日	昭和9年5月31日	昭和9年5月31日	昭和9年5月30日	
四六六 広田外務大臣宛電報	八四 広田外務大臣宛電報	六二四 広田外務大臣宛電報	六二五 在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛電報	六二三 在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛電報	付記 作成日、作成局課不明	付記 —満洲國帝政實施祝賀ノ爲本邦ヨリ特使御差遣ニ關スル件	付記 六月四日発在廣東和知駐在武官より橋本參謀本部總務部長宛電報第五五五号 壳ならば陸軍は手を引くべき旨意見具申	付記 六月四日発在廣東和知駐在武官より橋本參謀本部總務部長宛電報第五五五号 壳ならば陸軍は手を引くべき旨意見具申	四六〇 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一五二 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一五〇 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一五〇 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一一一 在廣東川越總領事より 広田外務大臣宛(電報)
日本品の輸入が高税率のために激減している 事情を指摘し差別的な関税率のは是正を唐有士 に要望について	我が方を要望する開港率緩和は実施困難である旨 要望兆銘示唆して有吉公使より実現方を強く 要望について	訪米中の近衛に対しラモントより天羽非公式 談話中の反響など米国対日世論の現状を説明に て	水先章程の一方向的改廃に関する有吉公使抗議 に對し同章程は国際的取極めにあらずなどと の汪兆銘反駁について	日中國交二大原則に關する有吉公使抗議 広田外相の回答を伝達について	日本品の輸入が高税率のために激減している 事情を指摘し差別的な関税率のは是正を唐有士 に要望について	ライヒマン報告に落胆したとのモネの感想に ついて	中央政治會議における通車問題審議状況およ び廣東側の反対などに関する唐有士内話によ り	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	華南方面への米穀輸出計画に關する申合せ事項近く は多少のインフレ政策が必要の旨意見具申	
393	298	866	906	909	907	331	202	780	331	231	393	298	866	906	907	331		

四	二	六	六	六	六	六	五	六	六	六	六	五	五	三	二	六	六	六	六	六		
304	53	629	628	627	626	625	573	624	623	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	622	621	572	496	270	52	620	619	618	617	616
昭和9年6月13日	昭和9年6月13日	昭和9年6月12日	昭和9年6月12日	昭和9年6月12日	昭和9年6月12日	昭和9年6月12日	昭和9年6月12日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月11日	昭和9年6月10日	昭和9年6月10日	昭和9年6月10日	昭和9年6月10日	昭和9年6月9日	昭和9年6月9日		
一一七	在独外国永井大使より 広田外務大臣宛(電報)	四七八	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	六五八	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	四七九	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	一〇一	広田外務大臣宛(電報)	一〇〇	在南京須磨總領事宛(電報)	一〇一	広田外務大臣宛(電報)	四七七	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	六五〇	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	一九	菱刈閔東長官より 広田外務大臣宛(電報)	四六九	在中国有吉公使 広田外務大臣宛(電報)	
照合弁航空機製造会社設立により我が方駐在武官への独中会に對応振り請訓	獨國航空機製造会社設立により我が方駐在武官への独中会に對応する我が方意向	393	82	853	852	852	851	783	782	851	850	850	849	849	848	847	847	845	845	845	845	
蔵本失踪事件について 葉木花殺害事件について 公式談話について 藏本失踪事件に関する中国側との和親的交渉お よび意見具申	蔵本失踪の原因として考えられる諸事由につ いて 藏本失踪に関する中国紙報道振りについて 藏本失踪につき中国側に対し敵重搜查督促方 おより総領事館においても極力探査督促方 訓練令 藏本失踪事件への中國側対応振り次第では陳 謝要求など申入れの方意見具申	845	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	847	845	845	845	845	

二	六	五	四	六	五	三	三	六	六	六	六	六	六	六	六	六		
125	639	498	305	638	497	243	242	637	636	635	634	633	632	631	630	昭和 9 年 6 月 13 日		
昭和 9 年 6 月 18 日	昭和 9 年 6 月 16 日	昭和 9 年 6 月 16 日	昭和 9 年 6 月 16 日	昭和 9 年 6 月 15 日	昭和 9 年 6 月 15 日	昭和 9 年 6 月 15 日	昭和 9 年 6 月 14 日	昭和 9 年 6 月 14 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日	昭和 9 年 6 月 13 日			
六八六	六七八	八一	八九	八〇七	八〇五	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	付記一 「上海及北支那停戦協定打切り二關スル件」	二 「上海及北支那停戦協定打切り二關スル件」	一 「上海及北支那停戦協定打切り二關スル件」	三 「七月七日付、陸軍省軍務局軍事課作成 停戦協定打切り二關スル件」								
広田外務大臣宛(電報) 在南京須磨總領事より	広田外務大臣宛(電報) 在南京須磨總領事より	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)			
唐有壬内話について日本側希望を充分考慮すべきと之に基づき再度検討を行ふ旨 明する必要があるとの沈覲鼎内話について 関税率改訂に際し日本側希望を表す旨	173	863	658	658	394	657	308	306	304	303	302	860	859	858	857	昭和 9 年 6 月 13 日		
唐有壬内話について日本側希望を充分考慮すべきと之に基づき再度検討を行ふ旨 明する必要があるとの沈覲鼎内話について 関税率改訂に際し日本側希望を表す旨	43	42														854		

一〇三 在南京須磨總領事宛(電報)

在南京須磨總領事より

広田外務大臣宛(電報)

六五三 在南京須磨總領事より

広田外務大臣宛(電報)

六五五 在南京須磨總領事より

広田外務大臣宛(電報)

付記 藏本失踪事件を契機として日本の威信拡大を図るために外務省および海軍へ督励

方意見具申

付記 六月十二日在南京高橋駐在武官より植田參謀次長宛電報南第一四二号

蔵本失踪事件の交渉に対する現地陸海軍側態

度について

856

855

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

1001

1002

1003

1004

1005

1006

1007

1008

1009

1010

1011

1012

1013

1014

1015

1016

1017

1018

1019

1020

1021

1022

1023

1024

1025

1026

1027

1028

1029

1030

1031

1032

1033

1034

1035

1036

1037

1038

1039

1040

1041

1042

1043

1044

1045

1046

1047

1048

1049

1050

1051

1052

1053

1054

1055

1056

1057

1058

1059

1060

1061

1062

1063

1064

1065

1066

1067

1068

1069

1070

1071

1072

1073

1074

1075

1076

1077

1078

107

## 日付索引

五	五	五	三	五	四	二	四	四	二	四	二	四	二	二	二	三	三				
575	500	499	271	574	308	128	355	354	昭和9年6月21日	昭和9年6月20日	昭和9年6月19日	55	307	127	306	126	54				
昭和9年6月23日	昭和9年6月23日	昭和9年6月23日	昭和9年6月23日	昭和9年6月22日	昭和9年6月22日	昭和9年6月22日	昭和9年6月21日	昭和9年6月21日	昭和9年6月21日	昭和9年6月20日	昭和9年6月19日	昭和9年6月18日	昭和9年6月18日	245	244	昭和9年6月18日	二六一				
二五	菱刈外務大臣宛(電報)	在奉天峰谷總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 六月二十三日発広田外務大臣より 仏國側が主張する敷設優先権の確実性に關する疑問点について	六九九	一九	広田外務大臣より 在南京須磨總領事宛(電報)	別電 六月二十二日発在滿州國菱刈大使宛 打電內容	右打電內容	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	滄石鐵道敷設日仏提携案に關し日本側を主と し南京須磨總領事宛第一二〇号	内地資本の誘導上などより反対の旨意見申 い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	351	350	350	398	175	456	456	456	310
785	660	659	351	785	784	784	784	784	784	784	784	784	85	396	174	83	309				
広田外務大臣宛(電報)	在奉天峰谷總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 六月二十三日発広田外務大臣より 仏國側が主張する敷設優先権の確実性に關する疑問点について	六九九	一九	広田外務大臣より 在南京須磨總領事宛(電報)	別電 六月二十二日発在滿州國菱刈大使宛 打電內容	右打電內容	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	滄石鐵道敷設日仏提携案に關し日本側を主と し南京須磨總領事宛第一二〇号	内地資本の誘導上などより反対の旨意見申 い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	351	350	350	398	175	456	456	456	310	
広田外務大臣宛(電報)	在奉天峰谷總領事より 広田外務大臣宛(電報)	別電 六月二十三日発広田外務大臣より 仏國側が主張する敷設優先権の確実性に關する疑問点について	六九九	一九	広田外務大臣より 在南京須磨總領事宛(電報)	別電 六月二十二日発在滿州國菱刈大使宛 打電內容	右打電內容	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	滄石鐵道敷設日仏提携案に關し日本側を主と し南京須磨總領事宛第一二〇号	内地資本の誘導上などより反対の旨意見申 い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	方訓令 英米側より横濱正金銀行に對する滿州國法人化は い法への対応振り照会および同行回答振りにて ハハイエの在本邦油製原料一時輸入禁止措置へ の我が政府の在本邦大使往訪前に同大使館側 の我威圧的意向を示すべき旨具申	351	350	350	398	175	456	456	456	310	



日付索引

## 日付索引

二	二	六	五	三	四	三	五	三	五	三	五	三	二	二	三	五	四	四				
101	100	642	510	251	312	250	509	昭和9年7月19日	249	535	273	158	71	248	534	419	418	昭和9年7月14日				
昭和9年7月24日	昭和9年7月24日	昭和9年7月21日	昭和9年7月21日	合八〇六	九三六	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在中国若杉公使館一等書記官より 広田外務大臣宛(電報)	九二五	付記一 一九月二十三日付 —満洲國關係帝國機關調整二關スル件	付記一 一九月二十四日、閣議決定 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件	付記一 一九月二十四日付 —對滿關係機關ノ調整ニ關スル件
八二六	六〇三	広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	付記 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項	付記 七月二十四日付 大連會議における諒解事項				
在南京須磨領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在夏門塚本領事他宛(電報)	在福州宇佐美總領事、 頭原田領事他宛(電報)	顧孟余鐵道部長彈劾問題に 関係債務などの整理協定は無効との主張起こ り監察院での審議紛糾の情報について	中中國側税関による密輸取締りにつき查報方針 について	拓務省農業移民計画の変更に関する関東軍意 向探査について	通郵および航空連絡問題などに関する関東軍 の孫科のハワイ往訪は米国大統領との会談が目 的との情報について	通郵および航空連絡などに関する関東軍提案 に對しまず関東軍撤兵や保安隊整理など停戦 内協定区城内の諸問題清算を黄郛要望と唐有壬 内話について	中國側税關による密輸取締りにつき查報方針 について	拓務省農業移民計画の変更に関する関東軍意 向探査について	通郵および航空連絡問題などに関する関東軍 の孫科のハワイ往訪は米国大統領との会談が目 的との情報について	通郵および航空連絡などに関する関東軍提案 に對しまず関東軍撤兵や保安隊整理など停戦 内協定区城内の諸問題清算を黄郛要望と唐有壬 内話について	中國側税關による密輸取締りにつき查報方針 について	拓務省農業移民計画の変更に関する関東軍意 向探査について	通郵および航空連絡問題などに関する関東軍 の孫科のハワイ往訪は米国大統領との会談が目 的との情報について	通郵および航空連絡などに関する関東軍提案 に對しまず関東軍撤兵や保安隊整理など停戦 内協定区城内の諸問題清算を黄郛要望と唐有壬 内話について	中國側税關による密輸取締りにつき查報方針 について	拓務省農業移民計画の変更に関する関東軍意 向探査について	通郵および航空連絡問題などに関する関東軍 の孫科のハワイ往訪は米国大統領との会談が目 的との情報について			
143	142	866	673	317	316	401	315	670	668	667	667	667	667	667	667	667	667	50				



## 日付索引

中国側の列国操縦策に鑑み日本側との一層密接な連絡を望む旨在中國獨國公使申出について  
中華人民共和国による滬杭甬鉄道借款の供与は四国借款が外國銀行の一一般的業務については束縛を受けないと見解をアディス回答について  
中華人民共和国規約は遵守すべき我が方見解に對して  
同借款は新投資にあらずとビール反論にて  
山海閻の中國側税關に対し我が方特務機關より同地駐在満州國機関公用物件への課税免除などを要求について  
日中航空連絡實現方我が方申出に対する交通部の対応につき李景権内話について  
我が方見解を説明したアディス宛加納書面転送について  
第一隆海丸釈放に関する税關との交渉について  
り広田外務大臣宛第一〇一〇号





## 日付索引

六	六	四	三	二	二	六	四	六	六	四	六	六	五	二	一	六	
655	596	387	216	137	78	595	316	昭和9年10月1日	二三一	在ジュネーヴ横山国際会議事務局長代理 兼総領事より 広田外務大臣宛(電報)	ライヒマン報告を評価し援助継続を至当とする旨の国際連盟对中国援助委員会報告について	孔祥熙を岸本復職問題における中国側交渉相手とするよう訓令	昭和9年9月27日	一一五三	広田外務大臣より 在中国有吉公使宛(電報)	昭和9年9月27日	
昭和9年10月3日	昭和9年10月2日	昭和9年10月2日	昭和9年10月2日	昭和9年10月2日	昭和9年10月2日	昭和9年10月1日 機密五五六	昭和9年10月1日 機密五五六	昭和9年10月1日	七九二	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	岸本復職問題その他中国海關行政一般に関するメレズ談話要領の送付について	蔣介石の対日協調方針は不变の旨黄郛声明について	昭和9年9月28日	三六八	在中国若杉公使館二等書記官より 広田外務大臣宛(電報)	昭和9年9月28日	
一一三	一二六	三四	八〇四	二八一	八〇五	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	別電 宛第一日発在ジュネーヴ横山国際会議事務局長代理兼総領事より広田外務大臣 宛第二三二号	別電 十月一日発在ジュネーヴ横山国際会議事務局長代理兼総領事より広田外務大臣 宛第二三二号	右報告要旨	日本中間大使交換に関する重光次官と在本邦中國公使との会談内容通報について	中伊間に大使交換決定の経緯を唐有壬説明の上 我が方に對し同時実行方要望について	昭和9年9月28日	九六九	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	昭和9年9月28日	
881	815	273	185	113	113	113	405	405	813	借款米棉の邦商買入れ要請に関し船津理事より 張公權に対し同借款に対する我が方意向徹底について	英國鉱業会社の採金事業参加計画およびモパン社の対満投資計画の状況好転について	昭和9年9月28日	75	昭和9年9月28日	579	付記 〔ブリナー〕ノ満洲國ニ於ケル採金事業參加ノ件」	790
										在厦門塚本領事より 広田外務大臣宛(電報)	在廣東・広西両勢力と共産軍の間に蔣介石討伐申合せ成立との情報について	923					
										七九五 館長符号	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使宛(電報)	925				
										七九二 広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	926					
										七九一 広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	927					
										七九〇 在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	928					
										二六〇 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	929					
										二六一 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	930					
										二六二 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	931					
										二六三 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	932					
										二六四 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	933					
										二六五 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	934					
										二六六 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	935					
										二六七 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	936					
										二六八 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	937					
										二六九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	938					
										二七〇 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	939					
										二七一 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	940					
										二七二 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	941					
										二七三 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	942					
										二七四 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	943					
										二七五 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	944					
										二七六 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	945					
										二七七 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	946					
										二七八 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	947					
										二七九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	948					
										二八〇 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	949					
										二八一 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	950					
										二八二 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	951					
										二八三 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	952					
										二八四 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	953					
										二八五 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	954					
										二八六 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	955					
										二八七 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	956					
										二八八 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	957					
										二八九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	958					
										二九〇 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	959					
										二九一 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	960					
										二九二 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	961					
										二九三 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	962					
										二九四 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	963					
										二九五 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	964					
										二九六 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	965					
										二九七 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	966					
										二九八 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	967					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	968					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	969					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	970					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	971					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	972					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	973					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	974					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	975					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	976					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	977					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	978					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	979					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	980					
										二九九 在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	981					



日付索引

四	三	二	二	一	五	三			二	二	六	五	四	二	三	六	二		
389	219	109	64	24	520	218	217		166	83	600	519	428	138	281	696	82		
昭和9年11月2日	昭和9年11月2日	昭和9年11月2日	昭和9年11月2日	昭和9年11月2日	昭和9年10月30日	昭和9年10月30日	昭和9年10月30日		昭和9年10月26日	昭和9年10月26日	昭和9年10月26日	昭和9年10月26日	昭和9年10月26日	昭和9年10月24日	昭和9年10月23日	昭和9年10月20日	昭和9年10月20日		
八五七	八〇一	八五八	八六一	四〇三	三九八	三九八	三九六		一〇五七	一〇五七	一〇五七	一〇五七	一〇一九	一〇二四	一〇一九	八四〇	二八一		
広田外務大臣宛(電報)	在中国有吉公使より	広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣宛(電報)	広田外務大臣宛(電報)		付記	付記	付記	付記	付記	付記	付記	付記	在中国有吉公使(電報)		
付記一 ボルカート社による借款棉買取り事情につき通報	昭和十年一月二十三日発広田外務大臣より在中国有吉公使宛電報第二〇号	借款米穀は一先ず終結とのR.F.C總裁発表について	ボルカート社による借款棉買入れについて	戦区清理委員会の組織大綱公布について	認めとりあえず東亜興業分のみ整理大綱協定について	中國側の日中関係改善努力に対する日本側態度に蔣介石を表明し両国理解増進のため元察哈爾省主席遺憾表明について	中國銀問題などに関する我が方意見を宋子文照会について	交通部関係債権整理に関し一併整理は困難と認めとりあえず東亜興業分のみ整理大綱協定について	岸本の休暇延期決定および同人が天津へ転任されるとの内部情報について	在本邦中国公使による日中間大使交換の即時実現方を希望に対する大臣回答振りについて	中國側公安責任者と共同にて日清汽船と民生輪船両社の交歓を目的とした午餐会開催について	満州國石油専売計画に関する米英などより抗議がなされたとの報道への対応について	アディスの中国に対する認識と我が方認識との間隔に鑑み加納をして我が方認識を各方面に徹底方訓令	輸出綿糸に対する棉花輸入税の一括払戻し実施が確実になつた旨唐有壬内話について	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申
三	二	三	二	一	五	三	二	一	二	二	六	五	四	二	三	六	二		
機密第二七号	昭和十年七月十九日発在中国横竹大使館商務參事官より広田外務大臣宛公信商借款米穀の末路に関する棉花商の調査報告送付について	借款米穀は一先ず終結とのR.F.C總裁発表について	ボルカート社による借款棉買入れについて	戦区清理委員会の組織大綱公布について	認めとりあえず東亜興業分のみ整理大綱協定について	中國側の日中関係改善努力に対する日本側態度に蔣介石を表明し両国理解増進のため元察哈爾省主席遺憾表明について	中國銀問題などに関する我が方意見を宋子文照会について	交通部関係債権整理に関し一併整理は困難と認めとりあえず東亜興業分のみ整理大綱協定について	岸本の休暇延期決定および同人が天津へ転任されるとの内部情報について	在本邦中国公使による日中間大使交換の即時実現方を希望に対する大臣回答振りについて	中國側公安責任者と共同にて日清汽船と民生輪船両社の交歓を目的とした午餐会開催について	満州國石油専売計画に関する米英などより抗議がなされたとの報道への対応について	アディスの中国に対する認識と我が方認識との間隔に鑑み加納をして我が方認識を各方面に徹底方訓令	輸出綿糸に対する棉花輸入税の一括払戻し実施が確実になつた旨唐有壬内話について	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申	我が方華昌公司の滄石鉄道敷設優先権を尊重するため慎重考慮方意見具申

## 日付索引

五	五	六	六	二	五	六	五	三	五	二	四	三	四	二	二	五	二	二	六			
524	581	604	603	111	523	602	580	221	522	昭和9年11月9日	一二九七	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	186	65	318	220	317	185	110	521		
昭和9年11月16日	昭和9年11月16日	昭和9年11月14日	昭和9年11月14日	昭和9年11月14日	昭和9年11月12日	昭和9年11月10日	昭和9年11月10日	昭和9年11月10日	昭和9年11月10日	一二九七	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	昭和9年11月9日	昭和9年11月7日	昭和9年11月6日	昭和9年11月6日	昭和9年11月5日	昭和9年11月3日	昭和9年11月2日	機密六一五		
六公機密	一一三一	一〇八五	三一八	一〇八二	二〇三〇	二九六	二九五	付記	付記	一二九七	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	一二九七	100	付記「十二月十五日付、作成局課不明」	付記「支那ノ銀問題」	100	98	698	820		
広田外務大臣宛(電報)	在滿州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在英国资本公使より 在英国资本公使宛(電報)	在南京須磨總領事より 広田外務大臣宛(電報)	在滿州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	在仏國三谷臨時代理大使より 広田外務大臣宛(電報)	張北事件に關する川口參謀の報告要旨について	張北事件に關する川口參謀の報告要旨について	一二九七	在満州國菱刈大使より 広田外務大臣宛(電報)	在中國有吉公使より 広田外務大臣宛(電報)	一二九七	100	付記「支那ノ銀問題」	付記「十二月十五日付、作成局課不明」	100	98	698	820		
703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703			
不 <sup>良</sup> 邦人の嚴重取締方を管下警察官に訓示に <sup>ついて</sup>	道は日本側関係業者の反対運動を生起させぬ <sup>よう</sup> 配慮すべき意見具申	諸外国企業の満州國事業参画計画に関する報	汪兆銘の発言を言質に岸本の復職実現方を唐 <sup>壬</sup> へ強硬申入れについて	汪兆銘の発言を言質に岸本の復職実現方を唐 <sup>壬</sup> へ強硬申入れについて	青島公有財産等補償國庫証券の延滞金支払いに <sup>申入れ方訓令</sup>	岸本復職を容認する汪兆銘発言を言質として <sup>メーク</sup> し、外交部に回答督促について <sup>メーク</sup> し、その不可なる際には国民政府 <sup>と直接交渉方訓令</sup>	関東軍特務部が成した満州農業移民根本方 <sup>策案の送付について</sup>	旧ドリル側財團とドリヴィエ側財團との合 <sup>同</sup> について <sup>付記</sup>	張北事件に關し察哈爾省政府正式陳謝につ <sup>いて</sup>	河省府の保定移転および同省政府改組につ <sup>いて</sup>	中国銀行問題に關し陳公博と意見交換につ <sup>いて</sup>	中航公司の五千万ドル借款契約説につ <sup>いて</sup>	メーク総稅務司が中国政府の要請により進め <sup>て止</sup> になつたとの陳公博内話につ <sup>いて</sup>	朱家驛表明について <sup>付記</sup>	東亞興業との債務整理交渉妥結に關し朱家驛 <sup>謝意表明について</sup>	満州國石油専売問題に關する新聞記者などへ <sup>付記</sup>	軍部方面の諒解が釈然としないため我が方 <sup>に對して</sup> 遺憾の意を表明したメーク見解付に <sup>ついて</sup>	対応は今少し時期方申出に対する交通部具体的 <sup>な</sup> 通 <sup>じ</sup> に <sup>ついて</sup>	236	236	236	236
703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703			

日付索引

英國商による湖南省アンチモニー一手販売権獲得運動への対処方請訓

青島および上海での中國駐在陸軍武官会合に於ける討議内容ならびに公使館付武官などに對し中國側との接觸振りにつき注意喚起について

岸本復職を承認する国民政府意向を確答するよう唐有壬に対し再度申入れについて

大阪毎日新聞上海支局長の蔣介石との会見内容掲載の新聞記事送付について

付属地内の満州国側納税証明事務は煩瑣のため実施見合せか當業者自身による証明書貼付とすべき旨意見具申

銀価暴騰による中國現銀の国外流出が深刻となり金融恐慌が憂慮される旨の横竹商務參事官観測について

英國商による湖南省アンチモニー一手販売権獲得運動の阻止方回訓

關スル件

北地方開発への米国投資を要望したとの情報について

福建省政府建設局長一行の台灣視察団は各方面の歓迎を受け満足裏に帰還について

岸本復職承認の意向をローフォードに電送する旨メアース承諾について  
京湘鉄道その他華中方面の鉄道に関する英國側  
意向探査方訓令  
大使より広田外務大臣宛電報第六号  
付属地内における納税証明事務の默認方満州  
国財政部より要請に対し条件付き默認が妥当  
の意見具申  
我が方水先業の独立經營は實際上困難のため  
条件付で水先章程改訂を承認する交渉開始方  
意見具申  
示次満州國関稅改正につき我が方政府見解回  
示方請訓  
共產軍の四川省遁走をめぐる蔣介石の軍事的  
戦略に関する情報について  
重慶における日清汽船内への中国兵立入り  
検査に関しては毎日状況好転まで容認方然る  
べき旨を重慶領事に回訓について  
通郵問題交渉の紛糾解決のため停戦協定区域  
よりの閩東軍撤兵など日本側の好意的対処を  
唐有士要望について

四	三	四	五	四	三	六	三	一		三	二	二	六	三	六	五	五	三	
323	255	430	525	322	284	609	283	28		223	188	187	68	608	222	607	544	543	282
昭和9年12月15日	昭和9年12月14日	昭和9年12月13日	亞三機密 在中國有吉公使宛(電報)	付記 「在清津滿洲國名譽領事設置ト在溝津支那領事館新設問題トノ關係」	付記 「在中國若杉公使館第一課作成 ト在溝津支那領事館新設問題トノ關係」	付記 「在中國若杉公使宛(電報)」	付記 「在中國若杉公使館第一課作成 ト在溝津支那領事館新設問題トノ關係」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「十二月二十七日付、東亞局第一課作成 ト在溝津支那領事館新設問題トノ關係」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」	付記 「支那問題ニ關スル軍部トノ協議ノ件」
九三三 在中国外務大臣宛(電報)	四三三 広田外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)	九三〇 在中国外務大臣宛(電報)		
411 中国政府よりの対英二千万ポンド借款要請を 断つた旨在中國英國公使内話について	326 長城線各口における中國側および溝州國側 軍と中國側との間に協議会開催について	557 のため中国に英國鐵道専門家ハモンドを派遣 する旨在中国に英國公使内話について	410 として近く訪中予定のハースと意見交換につ いて	369 膠濟鐵道延長線実現のための山東方面にお ける中國側への対応方針について	368 明について国民政府に提議するよう許卓然に要望につい て	368 岸本天津転任措置の正当性につき閩務署長説 明について	829 國際連盟の对中国援助問題に關し連盟連絡員 として訪中予定のハースと意見交換につい て	410 朝鮮溝州への溝州國領事館設置は見合わせの 方針について	49 上海陸軍武官会合の内情および陸軍部内に おいて蔣介石・若杉会談の内容が問題視され て	48 いい旨報告について	49 日本協力による滄石鐵道敷設実現を黄郛によ り	49 日本協力による滄石鐵道敷設実現を黃郛によ り							
73 734 733 732 367	72 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367	73 734 733 732 367		

満鉄側に対し滄石鐵道問題については外務省  
に一任してその指示を仰ぎ膠濟鐵道問題には  
容喙しないよう通達について

今次溝州國関稅改正には條約上排除の理由な  
くまた関東府の酒稅など付属地内徵收は諸般  
の事情から見合せが至当の旨回訓

付属地内での溝州國側納稅證明事務につい  
て便宜上の措置として条件付きで默認方回訓

733

廣田外務大臣より  
在中國有吉公使、在中國若杉公使館等書記官  
菱刈閔東長官宛(電報)

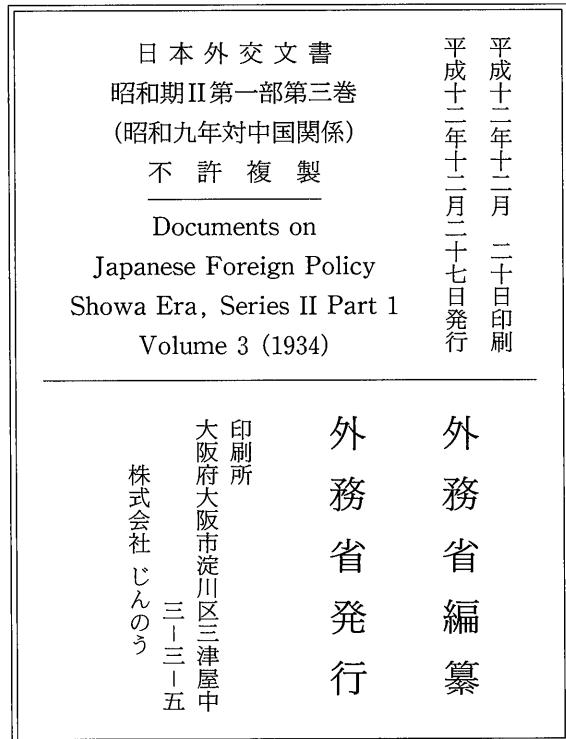
廣田外務大臣宛(電報)

在溝州國菱刈大使宛(電報)

付記 昭和十年一月二十三日付在溝州國南大使  
右點認条件

付記 九号





- 四 昭和十年一月十四日発在中國有吉公使より広田外務大臣宛電報第一五号  
 メーブラーズの条件付き復職案は積極的に支持し得ないが海關内部の岸本復職反対論  
 に鑑み承認したき方針について
- 五 昭和十年一月十五日発在中國有吉公使より広田外務大臣宛電報第六号  
 メーブラーズ提示の条件付き案受諾容認および同条件の漏洩防止徹底方訓令
- 六 昭和十年一月二十一日付在中國有吉公使より広田外務大臣宛公信機密公第五一  
 岸本復職に関するメーブラーズとの往復書簡および覚書送付について

842 841 840